

「浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例」運用の手引き

目次

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 産業廃棄物の適正な処理の確保

第1節 事業者及び中間処理業者が講じるべき措置（第8条－第11条）

第2節 産業廃棄物の積替保管の許可の条件（第12条）

第3節 県外産業廃棄物の搬入の事前協議等（第13条－第17条）

第4節 産業廃棄物の処理状況の報告等（第18条）

第5節 土地所有者等が講じるべき措置（第19条・第20条）

第3章 産業廃棄物処理施設等の維持管理等（第21条－第24条）

第4章 雑則（第25条－第29条）

第5章 罰則（第30条・第31条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、産業廃棄物の適正な処理に関し、市、事業者、産業廃棄物処理業者、土地所有者等及び市民の責務を明らかにするとともに、産業廃棄物の処理に関する規制その他必要な事項を定めることにより、産業廃棄物の適正な処理を促進し、もって市民の生活環境の保全に資することを目的とする。

二重線で囲んだ部分は、条例の規定を示します。以下同じ。

（趣旨）

第1条 この規則は、浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例（平成23年浜松市条例第44号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

破線で囲んだ部分は、規則の規定を示します。以下同じ。

【趣旨】

本条は、条例の目的を規定したものです。

《解説》

浜松市は、豊かな自然環境の保全・活用や都市的機能の充実に努める持続可能な資源循環型社会形成を目指しています。

この目標実現のためには、排出事業者、産業廃棄物処理業者、市民、行政等が連携して、生活環境を保全し産業の健全な発展を将来にわたって確保する取り組みが必要です。

このようなことから、産業廃棄物に関わる全ての者の連携・協力を図りながら、産業廃棄物の適正処理に向けた自主的かつ積極的な取り組みを促すための条例を制定します。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物（法第12条第5項に規定する中間処理産業廃棄物を含む。）をいう。
- (2) 特別管理産業廃棄物 法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物をいう。
- (3) 事業者 その事業活動に伴い産業廃棄物を生じる事業場を設置している事業者（法第21条の3第1項に規定する場合にあっては、同項の元請業者）をいう。ただし、中間処理業者を除く。
- (4) 産業廃棄物処理業者 法第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の許可を受けた者をいう。
- (5) 中間処理業者 法第12条第5項に規定する中間処理業者をいう。
- (6) 土地所有者等 市内の土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (7) 産業廃棄物の不適正な処理 法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準若しくは同条第2項に規定する産業廃棄物保管基準又は法第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準若しくは同条第2項に規定する特別管理産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分をいう。
- (8) 産業廃棄物処理施設等 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設その他の産業廃棄物の処理施設又は産業廃棄物処理業者が産業廃棄物の積替え若しくは保管（以下「積替保管」という。）を行う施設をいう。

【趣旨】

本条は、この条例に用いる用語の定義を明らかにしたものです。ここに掲げる用語以外のものについては、基本的には法の例によります。

《解説》

●第2条第3号「事業者」

○この条例における「事業者」は、製造業、サービス業、農業等事業活動に伴い産業廃棄物を生じる事業場を設置している者のことを指し、中間処理業者は含まないこととします。

●第2条第8号「産業廃棄物処理施設等」

○この条例の対象となる「産業廃棄物処理施設等」は、

- (1) 排出事業者及び産業廃棄物処理業者が設置する全ての産業廃棄物の処理施設
- (2) 産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者が、産業廃棄物を積替保管するために設ける施設

とします。

(市の責務)

第3条 市は、法、この条例その他産業廃棄物の適正な処理に関する法令に基づく権限を的確に行使するとともに、産業廃棄物の適正な処理の促進に係る総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、事業者、産業廃棄物処理業者、土地所有者等及び市民に対する情報の提供その他の必要な措置を講じるとともに、他の地方公共団体その他の関係機関と密接に連携して、産業廃棄物の適正な処理の促進を図るものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その従業員に対し産業廃棄物の適正な処理に関する教育を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、その子会社、関連会社その他の関係事業者（以下「子会社等」という。）の事業活動に伴って生じる産業廃棄物が適正に処理されるようにするため、当該子会社等に対し、必要な助言及び情報の提供その他の協力を行うよう努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する産業廃棄物の適正な処理の促進に係る施策に協力するよう努めなければならない。

(産業廃棄物処理業者の責務)

第5条 産業廃棄物処理業者は、受託した産業廃棄物の処理を適正に行うとともに、当該処理について透明性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。

2 産業廃棄物処理業者は、その従業員に対し産業廃棄物の適正な処理に関する教育を行うよう努めなければならない。

3 産業廃棄物処理業者は、市が実施する産業廃棄物の適正な処理の促進に係る施策に協力するよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する市内の土地（以下「所有地等」という。）において産業廃棄物の不適正な処理が行われないようにするため、当該所有地等を適正に管理するよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、市が実施する産業廃棄物の適正な処理の促進に係る施策に協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第7条 市民は、産業廃棄物の不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、速やかに、その旨を市その他関係機関に通報するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する産業廃棄物の適正な処理の促進に係る施策に協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

条例が適用される各主体の責務について規定したものです。

《解説》

●条例第3条（市の責務）

○法や条例以外の「その他産業廃棄物の適正な処理に関する法令」とは、特定の廃棄物に関する法の特別法として制定された「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」や「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」などのリサイクル関連諸法等をいいます。

○「産業廃棄物の適正な処理の推進に係る総合的な施策」とは「浜松市産業廃棄物処理基本計画」のことをいいます。

●**条例第4条（事業者の責務）**

- 「従業員に対する教育」とは、地方公共団体等が主催する研修への参加や、産業廃棄物の取り扱いに関するマニュアルの作成などが該当します。
- 「子会社等」には、連結決算の対象となる関連会社のほか、継続的に事業者から一定量の受注を受けている業者や下請けとして事業に参加している業者などが該当します。

●**条例第5条（産業廃棄物処理業者の責務）**

- 産業廃棄物の処理について透明性及び信頼性を確保するために、産業廃棄物処理業者は、事業者や周辺住民に対して積極的に情報公開を行う必要があります。
- この趣旨の実現のため、条例では施設維持管理基準の遵守や施設の公開等について規定しています。

●**条例第6条（土地所有者等の責務）**

- 「土地所有者等」は、市内にある土地を所有等する全ての者をいい、市内に在住している者とは限りません。
- 「所有地等を適正に管理する」とは、定期的に土地の見回りすることや他人に貸す場合（有償無償を問いません。）に土地の使用目的、使用方法等を十分に確認することをいいます。

●**条例第7条（市民の責務）**

- 市民が通報する先は、浜松市のほか、静岡県、関係市町、警察が想定されます。

第2章 産業廃棄物の適正な処理の確保

第1節 事業者及び中間処理業者が講じるべき措置

（産業廃棄物管理責任者）

第8条 事業者は、その事業活動に伴い産業廃棄物を生じる事業場（産業廃棄物の発生量が小規模なものとして規則で定めるものを除く。）ごとに、次に掲げる事項を管理させるため、産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。ただし、次項に規定する事業場以外の事業場については、事業者が自ら産業廃棄物管理責任者となることを妨げない。

- (1) 法、この条例その他産業廃棄物の適正な処理に関する法令の規定の遵守に関する事項
 - (2) その事業活動に伴って生じる産業廃棄物を適正に処理するために必要な体制の整備に関する事項
- 2 次に掲げる者が置かれている事業場については、前項の産業廃棄物管理責任者は、当該者をもって充てなければならない。
- (1) 法第12条第8項に規定する産業廃棄物処理責任者
 - (2) 法第12条の2第8項に規定する特別管理産業廃棄物管理責任者
- 3 事業者が自ら前項各号に掲げる者となっている事業場については、第1項の産業廃棄物管理責任者は、当該事業者が自らならなければならない。
- 4 事業者は、第1項の産業廃棄物管理責任者が同項各号に掲げる事項の管理を的確に実施できるようにするため、当該産業廃棄物管理責任者に必要な研修を受けさせるよう努めるとともに、当該管理の実施について必要な配慮をしなければならない。
- 5 事業者は、第1項の規定により事業場に産業廃棄物管理責任者を置き、又はこれを変更したときは、規則で定めるところにより、その日から30日以内にその旨を市長に報告しなければならない。

ならない。

- 6 事業者は、前項の規定による報告に係る事業場に産業廃棄物管理責任者を置くことを要しなくなったときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(特別管理産業廃棄物管理責任者の報告)

第9条 その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生じる事業場（前条第1項の規定により産業廃棄物管理責任者を置かなければならない事業場を除く。）を設置している事業者は、法第12条の2第8項の規定により特別管理産業廃棄物管理責任者を置き（事業者が自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる場合を含む。）、又はこれを変更したときは、規則で定めるところにより、その日から30日以内にその旨を市長に報告しなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定による報告に係る事業場に特別管理産業廃棄物管理責任者を置くことを要しなくなったときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(産業廃棄物の発生量が小規模な事業場)

第2条 条例第8条第1項の規則で定める事業場は、直前5年間の産業廃棄物の平均的な発生量が年間10トン未満であつて、かつ、直前5年間の特別管理産業廃棄物の平均的な発生量が年間0.5トン未満である事業場とする。

(産業廃棄物管理責任者等の設置等の報告)

第3条 条例第8条第5項及び第9条第1項の規定による報告は、産業廃棄物管理責任者等設置・変更報告書（第1号様式）により行わなければならない。

- 2 前項の産業廃棄物管理責任者等設置・変更報告書（条例第8条第5項の規定による報告（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第12条の2第8項に規定する特別管理産業廃棄物管理責任者を産業廃棄物管理責任者とする場合の報告に限る。）及び条例第9条第1項の規定による報告に係るものに限る。）には、当該設置又は変更に係る者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第8条の17に規定する資格を有することを証する書類の写しを添付しなければならない。

- 3 条例第8条第6項及び第9条第2項の規定による報告は、産業廃棄物管理責任者等廃止報告書（第2号様式）により行わなければならない。

【趣旨】

- 法では、事業者は自らが排出した産業廃棄物が最終処分に至るまで、適正に処理されるために必要な措置を講じるよう努めなければならないという排出者責任を規定しています。

しかし、一部の事業者により不法投棄や産業廃棄物処理業者任せの無責任な委託処理が行われるなど、この責任が十分に果たされていない現状も未だに見受けられます。

- 本条は、産業廃棄物を生じる事業場に**産業廃棄物管理責任者を設置**することにより、産業廃棄物の適正処理について、事業者が排出者責任について認識し、その責任を果たすことを目指すものです。

《解説》

●産業廃棄物管理責任者の設置が必要な事業場

- 産業廃棄物管理責任者を設置する事業場は、産業廃棄物が一定量以上（直近5年間の産業廃棄物の平均的な年間の発生量が10 t以上、又は直近5年間の特別管理産業廃棄物の平均的な年間の発生量が0.5 t以上）発生する全ての事業場です。

●産業廃棄物管理責任者の任命等

- 産業廃棄物管理責任者は、産業廃棄物の処理について、一定の知識があり、処理に係る事務についての権限を有している者が任命されるものです。法第12条第8項に規定する産業廃棄物処理責任者や法第12条の2第8項に規定する特別管理産業廃棄物管理責任者は、産業廃棄物管理責任者を兼務する規定を設けています。その他の産業廃棄物管理責任者については特に資格要件を問いません。
- 産業廃棄物管理責任者は、事業者自らが産業廃棄物を処理する場合に処理基準に則って処理すること、処理を委託する場合に委託基準を遵守すること、マニフェストを交付することなどが任務となります。
- 条例第8条第3項の事業者による「当該管理について必要な配慮」とは、産業廃棄物管理責任者への必要な権限付与、必要な人員等の確保、社員の意識向上のための事業実施等があげられます。

●産業廃棄物管理責任者の報告

- 条例第8条第4項の産業廃棄物管理責任者の設置・変更報告は、30日以内に決められた様式により行うことを義務付けます。
- 条例第8条第5項では、産業廃棄物管理責任者を置くことを要しなくなった場合には、廃止報告を提出するよう義務付けます。産業廃棄物管理責任者を置くことを要しなくなった場合とは、廃業など事業を廃止したとき又は直近5年間の産業廃棄物の平均的な年間の発生量が規定の量を下回ったときなどを想定しています。
- 施行日前に浜松市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成4年浜松市規則第64号。以下「市廃掃規則」という。）第25条第1項の規定により報告された特別管理産業廃棄物管理責任者（第8条第1項の規則で定める事業場について報告された者を除く。）は、第8条第1項の規定により置かれた産業廃棄物管理責任者とみなし、当該報告は第8条第5項の規定によりされた報告とみなします。

●特別管理産業廃棄物管理責任者の報告

- 第9条第1項の特別管理産業廃棄物管理責任者の設置・変更報告は、浜松市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の報告規定を本条例に移行するものです。産業廃棄物管理責任者を設置している場合、条例第8条第1項の報告で特別管理産業廃棄物管理責任者の報告を兼ねることができますが、これに該当しない小規模な特別管理産業廃棄物排出事業場を設置している事業者に対して、30日以内に決められた様式により報告することを義務付けます。
- 施行日前に市廃掃規則第25条第1項の規定による特別管理産業廃棄物管理責任者の報告（第8条第1項の規則で定める事業場についてされた報告に限る。）は、第9条第1項の規定による報告とみなします。

(施設の状況等の確認)

第10条 事業者（第8条第1項の規定により産業廃棄物管理責任者を置かなければならない事業場を設置している事業者に限る。）及び中間処理業者（以下この条において「事業者等」という。）は、その産業廃棄物（事業者にあつては、当該事業場から生じるものに限る。第3項において同じ。）の運搬又は処分を産業廃棄物処理業者に委託しようとするときは、次に掲げる場合を除き、規則で定めるところにより、当該委託に係る運搬又は処分が行われる施設の状況その他の規則で定める事項を確認しなければならない。この場合において、当該委託を受けようとする産業廃棄物処理業者は、事業者等が行う確認に協力しなければならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第6条の9第2号若しくは第6条の11第2号又は第6条の13第2号若しくは第6条の14第2号に掲げる者に委託しようとする場合
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第8条の19各号に掲げる場合
- (3) 従前の委託の期間を更新して委託しようとする場合

2 事業者等は、前項の規定による確認を行ったときは、当該委託に係る運搬又は処分が行われる施設の状況その他の規則で定める事項を記録し、当該記録を行った日から5年間保存しなければならない。

3 事業者等は、その産業廃棄物の運搬又は処分を1年以上にわたり継続して産業廃棄物処理業者に委託して行っているときは、次に掲げる場合を除き、毎年1回以上定期的に、規則で定めるところにより、当該委託に係る運搬又は処分の実施の状況その他の規則で定める事項を確認しなければならない。この場合において、当該委託を受けた産業廃棄物処理業者は、事業者等が行う確認に協力しなければならない。

- (1) 政令第6条の9第2号若しくは第6条の11第2号又は第6条の13第2号若しくは第6条の14第2号に掲げる者に委託して行っている場合
- (2) 省令第8条の19各号に掲げる場合

4 第2項の規定は、前項の規定による確認について準用する。この場合において、第2項中「処分が行われる施設」とあるのは、「処分の実施」と読み替えるものとする。

(確認しなければならない施設等)

第4条 条例第10条第1項の規定による確認は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める施設について行わなければならない。

- (1) 産業廃棄物の運搬を委託しようとする場合であつて、当該委託を受けようとする産業廃棄物処理業者が当該委託に係る産業廃棄物の保管を行うとき。当該保管が行われる施設（当該保管に係る産業廃棄物の積替えが行われる施設を含む。以下「運搬が行われる施設」という。）
- (2) 産業廃棄物の処分を委託しようとするとき。当該委託に係る処分が行われる施設（当該処分に係る産業廃棄物の保管が行われる施設を含む。以下同じ。）

2 条例第10条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 当該委託に係る運搬が行われる施設又は処分が行われる施設の状況

(2) 当該委託に係る運搬が行われる施設又は処分が行われる施設における産業廃棄物の処理の状況

(確認に係る記録)

第5条 条例第10条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前条第2項各号に掲げる事項
- (2) 確認を行った年月日
- (3) 確認を行った者の氏名

(継続的委託)

第6条 第4条第1項の規定は、条例第10条第3項の規定による確認について準用する。この場合において、第4条第1項第1号中「委託しようとする」とあるのは「委託する」と、「委託を受けようとする」とあるのは「委託を受ける」と、「が行われる施設」とあるのは「の実施に係る施設」と、同項第2号中「委託しようとする」とあるのは「委託する」と、「が行われる施設」とあるのは「の実施に係る施設」と読み替えるものとする。

2 条例第10条第3項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 当該委託に係る運搬又は処分の実施の状況
- (2) 当該委託に係る運搬の実施に係る施設又は処分の実施に係る施設の状況
- (3) 当該委託に係る帳簿（法第14条第17項又は第14条の4第18項において準用する法第7条第15項の帳簿をいう。）その他の関係書類の保存の状況

3 前条の規定は、条例第10条第4項において準用する同条第2項の規則で定める事項について準用する。この場合において、前条第1号中「前条第2項各号」とあるのは、「第6条第2項各号」と読み替えるものとする。

【趣旨】

- 事業者の中には、産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に任せっきりにし、委託した産業廃棄物の処理をマニフェストによる事後的な確認だけに頼っている者がおり、適正な処理を確保する上で、必ずしも十分とは言えない状況にあります。
- 法では委託先の確認に努めることが規定されているだけで、具体的な確認方法等は決められていないため、本条は、事業者が委託先の施設の状況等を確認する規定を設けることで、マニフェストによる処理状況の確認を補完し、産業廃棄物の適正な処理を確実に確保することを目的とします。

《解説》

●施設の状況等の確認方法

○施設の状況等の確認方法は、実地での直接確認が基本です。

○廃棄物の処理が適正に行われていることを実質的に確認できるのであれば、デジタル技術を活用した確認も可能です。デジタル技術を活用した確認方法の例としては、電磁的記録による許可内容や帳簿等の情報の確認、オンライン会議システム等を用いた処理施設の稼働状況や周辺環境の確認、情報通信機器を使用した産業廃棄物処理業者への管理体制の聴取などが挙げられます。具体的には、PDFなどの電子データによる情報の確認や、リモートでの現場確認が考えられます。ただし、デジタル技術を活用して得られる情報が、実地確認と同等の内容であることが必要です。

●施設の状況等の確認の対象となる施設

○施設の状況等の確認は、事業者等が積替保管を含む収集運搬又は処分に係る委託先の許可業者について実施を義務付けるもので、積替保管を行う収集運搬業者の積替保管施設並びに処分受託者の中間処理施設及び最終処分施設が対象となります。当該施設が浜松市外にある場合でも、確認を実施する必要があります。

○委託先の許可業者が法に規定する優良認定事業者であるときには、施設の状況等の確認は免除することとします。なお、その際には、優良認定事業者が公開する情報等により処理の状況の確認に努めることとなります。

●施設の状況等の確認を行う者

○施設の状況等の確認を行う者は、産業廃棄物の処理を委託する排出事業者であって、**条例8条第1項に該当する者（小規模排出事業者の適用免除）及び市内で処分業を営む全ての中間処理業者**です。

中間処理業者の場合は、自己が排出した産業廃棄物に加え、自己が処理した中間処理産業廃棄物の処分を他の処理業者に委託する場合にも対象となります。

○ただし、委託先がマニフェストの交付を要しない者である場合は施設の状況等の確認を要しません。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第8条の19参照）。

●施設の状況等の確認において確認すべき事項

○事業者が施設の状況等の確認において確認すべき事項については、法に規定された基準等を踏まえ、委託先施設における産業廃棄物の保管状況や施設の運転状況などのほか、事業者が独自に定めて行うことが求められます。

○施設の状況等の確認の記録は、保管状況や施設の運転状況、確認年月日、確認者氏名などについて記録を作成することを規定しています。

●施設の状況等の確認の実施等

○施設の状況等の確認は、処理委託を開始する前に実施することで、委託先が適正な処理ができるか確認を求めるものです。したがって、契約締結の直前、おおむね3ヶ月以内に実施することが適切であると考えます。

○事業者の中には、現実に施設の状況等の確認を行うことが困難な事業者も存在すると考えています。そのような場合は、当該産業廃棄物の収集運搬受託者を除く代理者に対して施設の状況等の確認を委託することを例外的に認めます。

○委託契約が1年毎の自動更新契約となっている場合等にも、受入施設の管理状況が変化することが考えられることから、毎年1回以上の施設の状況等の確認が必要であることを規定します。

（産業廃棄物の不適正な処理に係る措置等）

第11条 事業者及び中間処理業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を産業廃棄物処理業者に委託した場合において、当該産業廃棄物について、産業廃棄物の不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、速やかに、当該委託を受けた産業廃棄物処理業者に対する是正の要求その他の当該産業廃棄物の適正な処理のために必要な措置を講じるとともに、当該産業廃棄物の不適正な処理の状況及び講じた措置の概要を市長に報告しなければならない。

2 市長は、事業者又は中間処理業者が前項に規定する必要な措置を講じていないと認めるときは、当該事業者又は中間処理業者に対し、期限を定めて当該必要な措置を講じるべきことを勧告することができる。

【趣旨】

- 施設の状況等の確認に加え、委託先による不適正処理への対応を事業者に求めることで、事業者の処理責任の徹底を図ることを目的にします。

《解説》

●事業者による「必要な措置」

- 事業者による「必要な措置」とは、産業廃棄物処理業者に対する是正指示や廃棄物の搬入中止などがあげられます。
- 事業者が「必要な措置」を講じていないと認められるときは、必要な措置を講じるように市は事業者に対して勧告を行うことができます。また、正当な理由なくその勧告に従わない事業者については、条例第25条の規定により氏名等を公表します。

第2節 産業廃棄物の積替保管の許可の条件

第12条 市長は、産業廃棄物の積替保管に係る法第14条第1項若しくは第14条の2第1項の規定による許可又は特別管理産業廃棄物の積替保管に係る法第14条の4第1項若しくは第14条の5第1項の規定による許可には、法第14条第11項（法第14条の2第2項において準用する場合を含む。）又は法第14条の4第11項（法第14条の5第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次に掲げる条件を付けるものとする。

- (1) 積替保管は、産業廃棄物の飛散、流出等を防止することができる工作物内で行うこと。
- (2) 積替保管を行う施設における保管期間は、7日を超えないこと。
- (3) 積替保管は、施設周辺の生活環境の保全について配慮して行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、生活環境の保全上市長が必要があると認める条件

【趣旨】

- 産業廃棄物を、効果的・効率的に再資源化や再利用するために、一定の基準を満たす施設等を所有し、産業廃棄物を積替え・選別することを目的とする産業廃棄物収集運搬業者に対して、環境保全上の条件を付した上で、積替保管行為を許可します。

《解説》

●積替保管施設の必要性

- 産業廃棄物の処理責任は排出事業者にあるという法の原則に従い、これを不明確にするおそれがある収集運搬業者による選別・仕分けのための保管行為は、従来、許可対象としてきませんでした。
- しかし、リサイクルの質やリサイクル率の向上のためには、従来の方針を転換する必要があると判断して、環境保全上の支障が生じない対策が講じられている産業廃棄物収集運搬業者に対しては、条件を付して積替保管行為を許可します。

●積替保管に係る条件

- 具体的には、建物内で積替保管施設を行うこと、積替保管施設での滞留日数が7日以内であること、生活環境保全への配慮がなされていることを条件とします。滞留日数の規定を設けるの

は、長期保管が排出者の特定を困難にするなど、未処理の廃棄物による生活環境保全上の支障発生につながるリスクを考慮したものです。

●紛争予防条例に基づく手続き

○積替保管施設の設置については、浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づき、関係住民との環境保全協定の締結が必要となります。

第3節 県外産業廃棄物の搬入の事前協議等

(事前協議)

第13条 その事業活動に伴い静岡県外において産業廃棄物を生じる事業場を設置している事業者及び中間処理業者（以下この節において「事業者等」という。）は、当該事業場において生じる産業廃棄物（以下「県外産業廃棄物」という。）を自ら又は他人に委託して市内に搬入しようとする場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、当該搬入しようとする日の30日前までに、県外産業廃棄物を生じる事業場ごとに、当該搬入しようとする県外産業廃棄物の種類、数量その他の規則で定める事項（以下「協議事項」という。）について、規則で定める期間ごとに、市長と協議しなければならない。

(1) 事業者等が県外産業廃棄物を市内処分業者（当該事業者等から委託を受けて市内において県外産業廃棄物の処分を行おうとする産業廃棄物処分業者（法第14条第6項の許可を受けた者をいう。）又は特別管理産業廃棄物処分業者（法第14条の4第6項の許可を受けた者をいう。）をいう。以下同じ。）に委託して処分しようとするとき（省令第8条の19各号に掲げる場合を除く。）。

(2) 中間処理業者が県外産業廃棄物を市内において自ら処分しようとするとき。

2 前項の規定による協議は、協議書及び規則で定める図書（以下「協議書等」という。）を市長に提出して行わなければならない。

3 市長は、前項の規定により協議書等の提出があった場合において、生活環境の保全上必要があると認めるときは、当該事業者等に対し、当該協議事項の内容の変更その他生活環境の保全上必要な措置を講じるよう指導又は助言を行うことができる。

4 市長は、第2項の規定により協議書等の提出があった日（前項の規定による指導又は助言を行った場合にあつては、当該指導又は助言を行った日）から起算して30日以内に、当該協議を経た後の協議事項の内容について当該事業者等に通知するものとする。この場合において、当該通知には、生活環境の保全上の見地からの意見を付けることができる。

5 第1項第1号の規定による協議を行った事業者等は、前項の規定による通知を受けたときは、当該市内処分業者に対し、当該市内処分業者が当該協議に係る県外産業廃棄物の搬入を行う前に当該通知の写しを送付しなければならない。

(変更の協議等)

第14条 前条第1項の規定による協議を行った事業者等は、同条第4項（次項において準用する場合を含む。第3項において同じ。）の規定による通知があった後に当該通知に記載された協議事項の内容の変更（次に掲げる変更を除く。）をしようとするときは、当該変更をしようとする日の30日前までに、市長と協議しなければならない。

(1) 事業者等の氏名又は住所その他の規則で定める事項の変更

- (2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める軽微な変更
- 2 前条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による協議について準用する。
- 3 前条第1項の規定による協議を行った事業者等は、同条第4項の規定による通知があった後に第1項第1号に掲げる変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(事前協議)

第7条 条例第13条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業者等(条例第13条第1項の事業者等をいう。以下同じ。)の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 県外産業廃棄物(条例第13条第1項の県外産業廃棄物をいう。以下同じ。)を生じる事業場の名称及び所在地
- (3) 県外産業廃棄物を生じる事業場が建設工事(法第21条の3第1項の建設工事をいう。以下同じ。)の現場である場合にあつては、当該建設工事の注文者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (4) 搬入しようとする県外産業廃棄物の種類及び数量
- (5) 県外産業廃棄物の搬入期間
- (6) 県外産業廃棄物を搬入する理由
- (7) 県外産業廃棄物を生じた施設の排出工程
- (8) 県外産業廃棄物の搬入を行う者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (9) 県外産業廃棄物の処分を行う者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (10) 県外産業廃棄物の処分の方法及び当該処分が行われる施設の設置場所
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項
- 2 条例第13条第1項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。
- (1) 法第12条第5項の最終処分をするために搬入しようとする場合 1年
- (2) 前号の最終処分以外の処分をするために搬入しようとする場合 3年
- 3 条例第13条第2項の協議書の様式は県外産業廃棄物搬入処分協議書(第3号様式)とし、同項の規則で定める図書は次に掲げる図書とする。
- (1) 県外産業廃棄物を生じる事業場における事業活動の概要が分かる書類
- (2) 県外産業廃棄物を生じる事業場が建設工事の現場である場合にあつては、当該建設工事の請負について注文者との間で締結した契約書の写し
- (3) 県外産業廃棄物(市長が別に定めるものに限る。)について、条例第13条第2項の協議書を提出する日前1年以内に市長が別に定める項目の分析を行った結果を証する書類の写し
- (4) 県外産業廃棄物の写真
- (5) 市内処分業者(条例第13条第1項第1号の市内処分業者をいう。以下同じ。)に県外産業廃棄物の処分を委託する場合にあつては、当該処分の委託について市内処分業者との間で締

結した契約書の写し

(6) 県外産業廃棄物の搬入又は処分を行う産業廃棄物処理業者の産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業に係る許可証の写し

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める図書

(協議を要しない変更)

第8条 条例第14条第1項第1号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 事業者等の氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）

(2) 県外産業廃棄物を生じる事業場の名称又は所在地（当該事業場を変更する場合における名称又は所在地を除く。）

(3) 県外産業廃棄物を生じる事業場が建設工場の現場である場合における当該建設工場の注文者の氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）

(4) 県外産業廃棄物の搬入期間の開始日（開始日を繰り上げる場合であって、搬入期間が延長されることがないように搬入期間の終了日を繰り上げる場合に限る。）

(5) 県外産業廃棄物の搬入を行う者

(6) 県外産業廃棄物の搬入を行う者の氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地。当該搬入を行う者を変更する場合における氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）を除く。）

(7) 県外産業廃棄物の処分を行う者の氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地。当該県外産業廃棄物の処分を行う者を変更する場合における氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）を除く。）

(8) 県外産業廃棄物の処分が行われる施設の設置場所（当該施設を変更する場合における設置場所を除く。）

2 条例第14条第1項第2号の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 県外産業廃棄物の種類の減少（新たな種類の県外産業廃棄物を加える場合を除く。）

(2) 県外産業廃棄物の数量の減少

(3) 県外産業廃棄物の搬入期間の短縮（搬入期間の開始日を繰り上げる場合及び終了日を繰り下げた場合を除く。）

(変更の協議)

第9条 条例第14条第2項において準用する条例第13条第2項の協議書の様式は県外産業廃棄物搬入処分変更協議書（第4号様式）とし、同項の規則で定める図書は第7条第3項各号に掲げる図書のうち当該変更に係るものとする。

(変更の届出)

第10条 条例第14条第3項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日までにしなければならない。

(1) 第8条第1項第5号に掲げる事項の変更をしようとする場合 変更をしようとする日の15日前の日

(2) 前号の変更以外の変更をしようとする場合 変更をしようとする日

2 条例第14条第3項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に

定める様式により行わなければならない。

- (1) 第8条第1項第4号に掲げる事項の変更をしようとする場合 県外産業廃棄物搬入期間開始日繰上届（第5号様式）
- (2) 前号の変更以外の変更をしようとする場合 県外産業廃棄物搬入処分協議事項変更届（第6号様式）

【趣旨】

- 県外産業廃棄物を搬入する際の事前協議は、**県外の事業者**に**排出事業者の処理責任を明確にし**、県外産業廃棄物の性状、処分状況等を把握するとともに事業者に対し適正処理に関する指導の機会をつくり、不適正な処理による生活環境保全上の支障の発生を防止することを目的とします。

《解説》

● 協議が必要な者

- 事前協議を行う者は、**県外の事業場で生じた産業廃棄物を市内で処分しようとする事業者**（中間処理業者を含む。）です。ただし、省令第8条の19各号に規定する産業廃棄物の処分委託については、協議不要です。
- 県外産業廃棄物を排出する事業者は、規則に定める事項を記載した**協議書**を、市内の産業廃棄物処理施設等への搬入に先立ち**提出しなければならない**ことを規定します。
- 施行日前に県外産業廃棄物の市内への搬入について行われた協議その他の行為は、この条例の相当規定により行われた協議その他の行為とみなします。

● 搬入に対する指導又は助言

- 市は、事前協議において、**県外産業廃棄物の搬入により不適正な処理が行われたり、生活環境への支障が生じたりしないかを確認して、必要に応じ搬入計画の見直し、中止などについて指導や助言を**します。
- 事前協議は、**県外産業廃棄物の搬入を規制するものではありませんので、法等に則って適正に処理される限りは、搬入自体を差し止めるものではありません。**
- 第12条第3項に規定する「生活環境の保全上必要があると認めるとき」とは、以下のような状況にあることなどを想定しています。
 - (1) 県外産業廃棄物の積替え・保管施設を経由し、**排出事業者の特定が困難な県外産業廃棄物であるとき。**
 - (2) **改善指導等を受けている処分業者の処理施設において処分しようとするとき。**
 - (3) **処分しようとする処理施設の処理能力に対し、県外産業廃棄物の搬入量が不適當に過大であるとき。**
 - (4) **処理に係る委託料が、事業者等から直接処理業者に支払う旨を処理委託契約書等に明記されず、再委託等の不適正処理が疑われるとき。**
 - (5) **前各号に定めるもののほか、生活環境の保全上、支障があると認められるとき。**

● 協議の終了

- 市は、協議を受けた日から**30日以内に協議を終了し、事業者に対し通知書を交付**します。

● 協議の有効期間

- 市内の産業廃棄物処理施設等の状況は、常に変化していることから、1回の協議に基づく有効期間は、**最終処分に供されるときは1年間、中間処分に供されるときは、3年間**とします。

○最終処分に供されるとき1年間とするのは、最終処分場設置者による埋立残容量の確認が法律
上年1回義務付けられていることに照らし、これとの整合を確認するためです。

●協議事項の変更

○県外産業廃棄物を排出する事業者は、通知を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更協議を行わなければならないことを規定します。

(協議内容の確認)

第15条 市内処分業者は、事業者等から委託を受けて県外産業廃棄物の処分を行おうとするときは、第13条第5項(前条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知の写しの送付を受け、その記載事項を確認しなければならない。この場合において、当該市内処分業者は、当該通知の写しの送付を受けた日から5年間、当該県外産業廃棄物の処分が行われる事業場において当該通知の写しを保存しなければならない。

(搬入の状況の報告)

第16条 第13条第1項又は第14条第1項の規定による協議を行った事業者等は、当該協議に係る県外産業廃棄物の搬入の状況について、毎年1回、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

(搬入の状況の報告等)

第11条 条例第16条の規定による報告は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間に市内の処分が行われる施設に搬入した県外産業廃棄物について、県外産業廃棄物搬入状況報告書(第7号様式)又はこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして市長が定めるものをいう。以下同じ。)により行わなければならない。

【趣旨】

- 県外産業廃棄物の処分を行う**市内処分業者**は、処分を行う前に、**事前協議の結果通知書**を確認しなければなりません。この確認を行うことで、事業者に適正かつ確実な処理を促すことと、事前協議の完了を市内処分業者が把握することができます。
- 事業者は、県外産業廃棄物の搬入の状況について、市長に報告するよう義務付けます。

《解説》

●協議結果通知書の写しの送付

- 市内処分業者は、事業者から協議結果の通知書の写しの送付を受けて、協議内容の確認ができます。
- 事業者から送付された協議書の写しは、当該県外産業廃棄物の処分が行われる事業場において5年間保存することを義務付けます。

●搬入状況報告書の提出

- 報告書提出の対象者は、**事前協議を行った者**です。報告は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間に市内の産業廃棄物処理施設等に搬入し、処分した県外産業廃棄物について記載した報告書により行うことを規定します。

(勧告)

第17条 市長は、第13条第1項又は第14条第1項の規定による協議をしなければならない事業者等が、当該協議をせず、又は虚偽の協議をして、県外産業廃棄物を自ら又は他人に委託して市内に搬入したときは、当該事業者等に対し、期限を定めて必要な措置を講じるべきことを勧告することができる。

2 市長は、県外産業廃棄物の搬入又は処分により生活環境の保全上支障が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、当該搬入又は処分を自ら又は他人に委託して行い、又は行おうとする事業者等に対し、期限を定めて必要な措置を講じるべきことを勧告することができる。

【趣旨】

- 市長は、県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議を行わない者、生活環境保全上の支障が生じるおそれがある県外産業廃棄物の搬入を行っている者に対し、**事前協議の実施や搬入の停止等を勧告**することができます。

《解説》

●**事前協議を実施しない者に対する勧告**

○事前協議は、県外産業廃棄物の搬入規制を目的としたものではありませんが、その適正な処理の確保を目的としています。従って、事前協議が行われない場合には、適正な処理が確保されるかが不明となり、生活環境保全上の支障が生じるおそれがあることから、勧告の手続きをとることができる規定を設けます。また、正当な理由なくその勧告に従わない事業者等については、条例第25条の規定により氏名等を公表します。

第4節 産業廃棄物の処理状況の報告等

第18条 産業廃棄物処理業者は、毎年1回、規則で定めるところにより、市内における産業廃棄物の処理の状況について、市長に報告しなければならない。

2 市長は、産業廃棄物処理業者が前項の規定による報告をしないときは、当該産業廃棄物処理業者に対し、期限を定めて当該報告をするよう勧告することができる。

(処理状況の報告)

第12条 条例第18条第1項の規定による報告は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における産業廃棄物の処理の状況に関し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式又は当該様式に記載すべき事項を記録した電磁的記録により行わなければならない。

- (1) 法第14条第12項の産業廃棄物収集運搬業者又は法第14条の4第12項の特別管理産業廃棄物収集運搬業者 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬状況報告書(第8号様式)
- (2) 法第14条第12項の産業廃棄物処分業者又は法第14条の4第12項の特別管理産業廃棄物処分業者 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処分状況報告書(第9号様式)

【趣旨】

- 従来は、浜松市廃棄物の処理及び清掃に関する規則に基づいて報告義務を課していたものを、本条例を根拠にして報告を求めることにします。

産業廃棄物処理業者に対して、1年間の処理状況について報告を義務付けます。市は、提出を受けた結果を集計することにより、産業廃棄物の処理状況や移動状況を把握し、産業廃棄物処理業者や事業者に適正な処理に関する情報を提供します。

《解説》

●報告の対象者

○報告書提出を義務付ける者は、以下のとおりです。

- (1) 全ての産業廃棄物、特別管理産業廃棄物収集運搬業者
- (2) 全ての産業廃棄物、特別管理産業廃棄物処分業者

○(1)については、静岡県の許可業者が浜松市内で産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の積卸しをした場合には、浜松市への報告は不要です。

●報告対象となる産業廃棄物の処理

○報告は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理の状況に関し、次の各号に掲げる区分に応じ、報告書を市長に提出して行わなければならないことを規定します。

- (1) 産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者の運搬状況
- (2) 産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者の処分状況

ただし、(1)については、排出場所又は処分場所が市内に所在するもの若しくは市内に所在する積替保管施設において取り扱うものを報告対象とします。

○報告の取りまとめに際し、正確性かつ迅速性を確保するため、電磁的記録での提出に努めるよう指導します。

●報告を提出しない者への対応

○報告を行わない産業廃棄物処理業者に対して市は、まず督促を行います。それでも報告をしない者に対しては勧告の手続きをとることもできる規定を設けます。

第5節 土地所有者等が講じるべき措置

(所有地等の使用方法等の確認)

第19条 土地所有者等は、その所有地等を他人に使用させる場合であって、当該所有地等に産業廃棄物が搬入されることが予想されるときは、産業廃棄物の不適正な処理が行われないようにするため、あらかじめその使用の方法を確認するよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、その所有地等を他人に使用させる場合であって、当該所有地等に産業廃棄物が長期に保管されることが予想されるときは、産業廃棄物の不適正な処理が行われないようにするため、定期的にその使用の状況を確認するよう努めなければならない。

【趣旨】

●悪質な産業廃棄物処理業者が、第三者の土地で産業廃棄物の不適正な処理を行い、必要な措置が取られず、産業廃棄物が放置されてしまう場合があります。このような事案が発生する背景には、一部の土地所有者が使用目的や使用方法を十分に確認せずに、土地を安易に貸してしまうことがあげられます。

●法第5条では、土地所有者等の土地の清潔保持義務を規定していますが、その義務の内容が必ずしも明確ではありません。また、土地所有者等土地の適正管理に係る責任の認識が十分とはいえ

ない面もあります。

- 本条では、土地所有者等に対して、事前に、使用開始後もその使用方法や使用状況を確認することを求め、不適正処理の発生を未然に防止するとともに、不適正処理の拡大を防止することを目的とします。

《解説》

- 産業廃棄物の搬入又は長期の保管が予想される場合

○「産業廃棄物の搬入又は長期の保管が予想される場合」とは、明らかに産業廃棄物が搬入される場合に加え、リサイクル原料であるプラスチック等を置かせて欲しいとか、残土捨て場や資材置き場として使用させて欲しい等の申し出があった場合等が考えられます。

(産業廃棄物の不適正な処理に係る通報等)

第20条 土地所有者等は、その所有地等において産業廃棄物の不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、速やかに、その旨を市長に通報するよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、その所有地等において産業廃棄物の不適正な処理が行われたことを知ったときは、生活環境の保全上の支障の除去又はその発生の防止のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

【趣旨】

- 本条では、土地所有者等に対し、所有地等で産業廃棄物の不適正な処理が行われた場合に必要な措置の実施と市への報告を努力義務として規定することにより、不適正処理の拡大を防止することを目的とします。

《解説》

- 必要な措置

○生活環境の支障の除去等の必要な措置とは、被害の拡大を防ぐために、搬入口の閉鎖、使用者に対する是正要求、廃棄物の飛散等を防止するためのビニールシートの設置等があげられます。

第3章 産業廃棄物処理施設等の維持管理等

(維持管理に関する基準)

第21条 産業廃棄物処理施設等を所有し、占有し、又は管理している者（以下「設置事業者」という。）は、当該産業廃棄物処理施設等の維持管理に当たっては、規則で定める生活環境の保全上必要な基準を遵守しなければならない。

2 市長は、設置事業者が前項に規定する基準を遵守しないときは、当該設置事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講じるべきことを命じることができる。

(維持管理に関する基準)

第13条 条例第21条第1項の規則で定める生活環境の保全上必要な基準は、次に定める基準（法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設にあっては第2号及び第3号に定める基準、産業廃棄物の積替え又は保管（以下「積替保管」という。）を行う施設にあっては第3号に定め

る基準)とする。

(1) 省令第12条の6及び第12条の7に定める維持管理の技術上の基準

(2) 見やすい箇所に次に掲げる事項を記載した縦及び横それぞれ60センチメートル以上の掲示板を設けること。

ア 産業廃棄物を処理する施設であること。

イ 処理の方法

ウ 処理する産業廃棄物の種類

エ 設置者の氏名又は名称及び連絡先

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める生活環境の保全上必要な基準

【趣旨】

- 産業廃棄物処理施設等を所有し、占有し、又は管理している事業者（設置事業者）は、維持管理に関して十分な責任を持たなければなりません。ここでは、**産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する基準を明確にし、適正処理に努めなければならないことを規定します。**

《解説》

●産業廃棄物処理施設等の維持管理の基準

○法第15条第1項の規定による許可施設である産業廃棄物処理施設の維持管理については、法第15条の2の2に規定されていますが、ここでは、産業廃棄物処理施設等の設置事業者に対して、規則により

(1) 省令第12条の6及び第12条の7で定める維持管理基準を遵守すること。

(2) 産業廃棄物処理施設等に係る掲示板を設置すること。

以上のような内容の基準を規定しています。

(2)の規定については、施設の概要を表示することにより、条例第10条に基づく事業者の施設の状況等の確認や条例第24条に基づく施設の公開に際し役立てたいと考えています。

●基準を遵守しない者への対応

○基準を遵守しない産業廃棄物処理施設の設置事業者に対して市は、まず指導を行います。それでも従わない者に対しては勧告の手続をとることもできる規定を設けます。また、正当な理由なくその勧告に従わない設置事業者については、条例第25条の規定により氏名等を公表します。

(事故時の措置)

第22条 設置事業者は、産業廃棄物処理施設等（法第21条の2第1項に規定する特定処理施設を除く。以下この項において同じ。）において破損その他の事故が発生し、当該産業廃棄物処理施設等において処理する産業廃棄物又はこれらの処理に伴って生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したことにより生活環境の保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがあるときは、直ちに、引き続きその支障の除去又は発生防止のための応急の措置を講じるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を市長に報告しなければならない。

2 市長は、設置事業者が前項に規定する応急の措置を講じていないと認めるときは、当該設置

事業者に対し、期限を定めて当該応急の措置を講じるべきことを命じることができる。

【趣旨】

●万が一、産業廃棄物処理施設等で事故があった場合は、被害の拡大防止及び再発の防止の措置をとるとともに、事故の内容を市長に報告するよう設置事業者に義務付けます。

《解説》

●措置が必要な事故

○本条例で規定する措置が必要な事故とは、

(1) 処理する産業廃棄物が飛散、流出、地下浸透等するとき

(2) 産業廃棄物の処理に伴って生じる汚水やガスが飛散、流出、地下浸透等するとき

(1)又は(2)の状態であって、生活環境保全上の支障が生じている又はそのおそれがある状況を指します。

●適用除外

○法第21条の2第1項に特定処理施設に対する措置が規定されていますので、本条では、重複して規定することを避けるため、当該施設については、適用を除外します。

●必要な措置の指示

○市長は、第1項の規定に基づき報告された事故の状況及び講じた措置に照らして、対応が不十分と判断したときは、設置事業者に対し、事故の拡大又は再発の防止のために必要な措置を講じるべきことを指示します。

●必要な指示に従わない者への対応

○市長の必要な指示に従わない設置事業者に対しては、勧告の手続をとることもできる規定を設けます。また、正当な理由なくその勧告に従わない設置事業者については、条例第25条の規定により氏名等を公表します。

(損害保険への加入等)

第23条 設置事業者は、当該産業廃棄物処理施設等において破損その他の事故が発生した場合に生活環境の保全上の支障の除去等を適切に行うため、損害保険への加入、当該除去等に要する費用の積立て等の措置を講じるよう努めなければならない。

【趣旨】

●産業廃棄物処理施設等を有する設置事業者は、万が一事故が発生した場合には、原状回復の措置を講じる必要があります。このようなときへの備えとして、損害保険への加入等に努めるよう規定します。

(施設の公表)

第24条 設置事業者（法第15条の2の3第2項の設置者を除く。）は、当該産業廃棄物処理施設等の維持管理等の状況に関する情報であって規則で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するよう努めなければならない。

(施設の公表)

第14条 条例第24条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水又は土壤に係る測定に関する次に掲げる事項
 - ア 当該測定を行った位置
 - イ 当該測定を行った年月日
 - ウ 当該測定の結果の得られた年月日
 - エ 当該測定の結果
 - (2) 処理した産業廃棄物の各月ごとの種類、数量及び処理方法（産業廃棄物の積替保管を行う施設を除く。）
 - (3) 積替保管を行った産業廃棄物の各月ごとの種類、数量及び運搬先での処理方法（産業廃棄物の積替保管を行う施設に限る。）
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録
- 2 設置事業者は、前項に規定する事項について、当該事実が発生した日（前項第1号に掲げる事項にあっては、当該測定の結果の得られた日）の属する月の翌月の末日までに公表し、かつ、公表した日から起算して3年を経過する日までの間、公表するよう努めなければならない。

【趣旨】

- 産業廃棄物処理施設等の公開は、処理の透明性を確保するためには、重要な事項です。設置事業者は、市民や他の事業者等に対し、当該産業廃棄物処理施設等を公開するよう努めなければならないことを規定します。

《解説》

- 公開の対象者
 - 施設周辺に居住する者や条例第10条の規定に基づいて施設の状況等の確認を行う事業者等が想定されます。
- 公表方法
 - 幅広い関係者が当該情報にアクセスできるようにするため、原則としてインターネットを利用して公表することとします。ただし、インターネットでの公表が困難な場合には、求めに応じてCD-ROMを配布することや、紙媒体での記録を事業場で閲覧させることなどについては、「その他の適切な方法」による公表に該当するものとします。

第4章 雑則

(公表)

- 第25条 市長は、第11条第2項、第17条若しくは第18条第2項の規定による勧告又は第21条第2項若しくは第22条第2項の規定による命令を受けた者が正当な理由なく当該勧告又は命令に従わないときは、その旨及び次に掲げる事項を公表することができる。
- (1) 当該勧告又は命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 当該勧告又は命令に係る事業場の名称及び所在地
 - (3) 当該勧告又は命令の内容及びこれに対する当該勧告又は命令を受けた者の対応の内容
- 2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該公表の対象となる者にその理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

3 市長は、前項の規定により当該公表の対象となる者が弁明をしたときは、第1項の規定による公表の際、当該弁明の内容を併せて公表しなければならない。

(公表の方法)

第15条 条例第25条第1項及び第26条の規定による公表は、浜松市公告式条例（昭和25年浜松市条例第23号）に定める掲示場への掲示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

【趣旨】

- 正当な理由なく条例に基づく勧告に従わない者に対して社会的な制裁を課すことで、義務の履行を確保するとともに、事業者や周辺住民等に対して情報の提供を行い、不測の損害を防止するために市が勧告したことや虚偽の報告があったことを公表します。

《解説》

- 勧告等に係る公表の内容は、勧告を受けた者や虚偽の報告を行った者の氏名、所在地、勧告の内容などです。
- 公表は、浜松市役所の掲示場への掲示等により行うことを想定しています。
- 公表により、その対象となる者に予期しない損害を与える恐れがあるため、公表を行うかの判断を慎重に行い、対象者に対しては、行政手続法の規定に従って、弁明の機会を与えます。

第26条 市長は、法に基づく命令若しくは許可の取消し又は法若しくはこの条例の規定に違反したことを理由とする告発（以下「命令等」という。）を行ったときは、その旨及び次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 当該命令等を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 当該命令等に係る事業場の名称及び所在地
- (3) 当該命令等を行った理由

【趣旨】

産業廃棄物処理業等に対する行政処分等の情報を公開することにより、産業廃棄物の不適正処理の拡大を防止することを目的とします。

《解説》

- 公表される事項は、行政処分や告発を受けた者の氏名、所在地、行政処分の内容、行政処分を行った理由などです。
- 公表は、浜松市役所の掲示場への掲示等により行うことを想定しています。

(報告の徴収)

第27条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者、産業廃棄物若しくは産業廃棄物であることの疑いのある物（以下「産業廃棄物等」という。）の収集、運搬若しくは処分を業とする者、設置事業者又は土地所有者等に対し、産業廃棄物等の保管、収集、運搬若しくは処分、産業廃棄物処理施設等の構造若しくは維持管理又は土地の状況に関する事項その他必要

な事項について報告を求めることができる。

【趣旨】

- 条例の施行に必要な限度において、市が事業者等から産業廃棄物の処理等に関する事項について報告を求めることができるとした規定です。

法においても同様の規定がありますが、法では「この法律の施行に必要な限度において」と規定されているため、条例の規定に関わることでの報告を求める場合を想定し、同趣旨の規定を置いたものです。

《解説》

● 産業廃棄物等

○ 事業者や産業廃棄物処理業者の中には、法による規定の適用を逃れるため、「有価物」と称して産業廃棄物を不適正に処理する事例も散見されることから、ここでは法と同様に、明らかに産業廃棄物に該当するもののほか、その疑いのある物にまで拡大して、報告徴収できる旨を定めます。

● 報告徴収の対象者及びその場合の例

- ① 事業者
 - ・ 産業廃棄物管理責任者の設置について疑義がある場合（条例第 8 条第 5 項参照）
 - ・ 委託先の不適正な処理を知ったにもかかわらず必要な措置を講じていない疑いがある場合（条例第 11 条第 1 項参照）
 - ・ 事前協議を行わずに又は協議の内容と異なる県外産業廃棄物を市内に搬入した疑いがある場合（条例第 13 条、条例第 14 条参照）
 - ・ 県外産業廃棄物の搬入状況の報告内容に虚偽の疑いがある場合（条例第 16 条参照）
- ② 産業廃棄物処理業者
 - ・ 産業廃棄物の処理状況の報告内容に虚偽の疑いがある場合（条例第 18 条参照）
- ③ 設置事業者
 - ・ 産業廃棄物処理施設等の適正な維持管理が行われていない疑いがある場合（条例第 21 条参照）
 - ・ 事故時の措置に関して、適正な対応がされていない疑いがある場合（条例第 22 条参照）
- ④ 土地所有者等
 - ・ 所有地等における不適正な処理を知ったにもかかわらず必要な措置を講じていない疑いがある場合（条例第 20 条参照）

- 本条に基づく報告をしなかった場合又は虚偽の報告をした場合は、罰則の対象となります。（条例第 30 条参照）

（立入検査）

第 28 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者若しくは産業廃棄物等の収集、運搬若しくは処分を業とする者の事務所若しくは事業場、産業廃棄物処理施設等のある土地若しくは建物若しくは産業廃棄物の不適正な処理が行われ、若しくは行われるおそれがある土地に立ち入り、産業廃棄物等の保管、収集、運搬若しくは処分、産業廃棄物処理施設等の構造若しくは維持管理若しくは土地の状況に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において産業廃棄物等を無償で収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(身分証明書の様式)

第16条 条例第28条第2項の身分を示す証明書の様式は、身分証明書(第10号様式)とする。

【趣旨】

- 条例の施行に必要な限度において、市長はその職員に土地、建物等に立ち入らせ、物件の検査又は産業廃棄物等の収去をさせることができるとする規定です。

法においても同様の規定がありますが、法では「この法律の施行に必要な限度において」と規定されているため、条例の規定に係る事項について立入検査を行うため、同趣旨の規定を置いたものです。

《解説》

●立入検査の対象場所及びその場合の例

○前条の説明で示した事例の場合、市職員が直接当該現場に赴き、物件の検査又は産業廃棄物等の収去を行うことができます。

- 本条に基づく検査又は収去を拒否、妨害又は忌避した場合は、罰則の対象となります。(条例第30条参照)

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(細目)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

【趣旨】

- 条例の定め以外に条例の施行について必要な事項は、規則等で定めることを規定するものです。

第5章 罰則

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第27条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第28条第1項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

【趣旨】

- 条例における罰則を規定するものです。

《解説》

●報告徴収及び立入検査についてのみ罰則を設ける理由

○報告徴収及び立入検査は、問題となった事案を調査するにあたり、その事実確認等を行うため

の手段です。これらが効果的に機能しないと、生活環境への支障の程度が明らかにならなかつたり、その後の手続の実施が困難になったりする場合があることから、罰則を規定することでその実効性を担保したものです。

○法においても、報告徴収及び立入検査についての違反は、30万円以下の罰金と規定しており、法と同等の罰則を条例において規定するものです。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に浜松市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成4年浜松市規則第64号。以下「市廃掃規則」という。）第25条第1項の規定により報告された特別管理産業廃棄物管理責任者（第8条第1項の規則で定める事業場について報告された者を除く。）は、第8条第1項の規定により置かれた産業廃棄物管理責任者とみなす。この場合において、当該報告は、第8条第5項の規定によりされた報告とみなす。
- 3 施行日前に市廃掃規則第25条第1項の規定によりされた報告（第8条第1項の規則で定める事業場についてされた報告に限る。）は、第9条第1項の規定によりされた報告とみなす。
- 4 施行日前に県外産業廃棄物の市内への搬入について、市長が別に定めるところにより行われた協議その他の行為は、この条例の相当規定により行われた協議その他の行為とみなす。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

【趣旨】

- 本条例の施行期日及び施行の際の経過措置を明らかにしたものです。